



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*11 和歌山県税規則の一部を改正する規則

(税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第11号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の県民税の更正又は決定の通知) 第5条の4 和歌山県税事務所長は、法第55条第4項の規定により法人の県民税の更正又は決定の通知をする場合は、法人の県民税更正決定通知書によらなければならない。</p> <p>(条例第42条の24第5項の申告の特例) 第6条の2 条例第42条の19の申告をする者で条例第42条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した申告書を提出することにより、条例第42条の24第5項の申告に代えることができる。この場合において、条例第42条の24第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に条例第42条の15第7項の書類 (同項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。) を添付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第3章 様式 第13条 法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納入する文書等及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3)の2 略 (3)の3 法人の事業変更等申告書 別記第3号の3様式 (3)の4~(Ⅲ)の8 略</p> <p>第14条 法令、条例又はこの規則により知事又は県税事務所の長が納税義務者、特別徴収義務者、第2次納税義務者、保証人等に交付する納税通知書、通知書、告知書等の文書及び県が作成する用紙、印等で次の各号に掲げるものの様式</p>	<p>(法人等の県民税の更正又は決定の通知) 第5条の4 和歌山県税事務所長は、法第55条第4項の規定により法人等の県民税の更正又は決定の通知をする場合は、法人等の県民税更正決定通知書によらなければならない。</p> <p>(条例第42条の24第5項の申告の特例) 第6条の2 条例第42条の19の申告をする者で条例第42条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した申告書を提出することにより、条例第42条の24第5項の申告に代えることができる。この場合において、条例第42条の24第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に条例第42条の15第7項の書類 (前条の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。) を添付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第3章 様式 第13条 法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納入する文書等及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(3)の2 略 (3)の3 法人の事業変更等 (連結納税承認等) 申告書 別記第3号の3様式 (3)の4~(Ⅲ)の8 略</p> <p>第14条 法令、条例又はこの規則により知事又は県税事務所の長が納税義務者、特別徴収義務者、第2次納税義務者、保証人等に交付する納税通知書、通知書、告知書等の文書及び県が作成する用紙、印等で次の各号に掲げるものの様式</p>

は、当該各号に定めるところによる。
(1)・(1)の2 略

(2)～(28) 略
2 略

は、当該各号に定めるところによる。
(1)・(1)の2 略

(1)の3 口座振替済通知書 別記第11号の3様式
(2)～(28) 略
2 略

別記第3号の3様式(その2)中「(連結納税承認)」を「(連結納税承認等)」に改め、同様式(その2)の次に次の1様式を加える。

別記第3号の3様式 (第13条関係)

(その3)

法人の事業変更等 (通算承認等) 申告書	
	年 月 日
県税事務所長 様	本店等所在地
	フリガナ
	法人名
	法人番号
	代表者
	電話番号
	申告書提出法人

次のとおり変更 (地方税法第72条の13の規定による事業年度等の変更を含む。) したので、和歌山県税条例第42条の2第2項の規定により、申告します。

1 通算承認等に伴う事業年度等の事項

①承認等の区分・事由 (該当する箇所に○をすること。)	② ①の事実が発生した日
ア 通算承認を受けた	年 月 日
イ 完全支配関係を有することとなった	年 月 日
ウ 青色申告の承認の取消しの通知を受けた	年 月 日
エ 青色申告の取りやめの届出書を提出した	年 月 日
オ 通算完全支配関係等を有しないこととなった 理由 ()	年 月 日
カ 通算制度の取りやめの承認を受けた	年 月 日
キ その他 理由 ()	年 月 日

③通算親法人の事業年度 (いずれか1つに記入してください。)	I 設立事業年度 (申請特例年度)	自 年 月 日	至 年 月 日	関与 税理士 氏名	
	II 設立翌事業年度 (申請特例年度)	自 年 月 日	至 年 月 日		
	III 最初通算事業年度	自 年 月 日	至 年 月 日		
	IV 通算事業年度	自 年 月 日	至 年 月 日		
④事業年度の特例	I 通算親法人	<input type="checkbox"/> 通算 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日	電話
		<input type="checkbox"/> 通算 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日	
	II 通算子法人	<input type="checkbox"/> 通算 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 通算 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日	

⑤加入時期の特例 有 無

2 通算親法人に関する事項 (この申告書を提出する法人が通算子法人の場合に記入してください。)

フリガナ	本店所在地		
法人名	決算期	月 日決算	設立 年 月 日
和歌山県内における主たる事務所等所在地			<input type="checkbox"/> 事務所なし
備考			

注

- 1 「法人番号」欄には、申告者の法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。) を記載すること。
- 2 登記事項証明書又はその写しを添付すること。

別記第3号の5様式を次のように改める。

別記第3号の5様式 (第13条関係)

租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税・事業税の徴収猶予に係る担保提供書					
					年 月 日
県税事務所長 様	本店所在地				
	和歌山県内の主たる事務所等所在地				
	フリガナ				
	法人名				
	法人番号	●	●	●	●
	代表者氏名	(印)			
	電話番号				
地方税法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第5号) 附則 第5条第3項 第7条第2項 の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法 第55条の4 第72条の39の4 の規定により、次のとおり担保を提供します。					
担保される徴収金	事業年度	税 目	納期限	税 額	備 考
				円	
担保される金額		円			
提供する担保財産					
担保財産の表示	所 有 者	住所 (所在地)			
		氏名 (名称及び代表者氏名)			
	内 容	所 在 地			
		名 称			
		性 質			
		数 量			
価 格		円			
添 付 書 類					
供託書正本			通	登記済証	
登録済通知書			通	保証証書	
登録済証			通	印鑑証明書	
フリガナ					
連結親法人の法人名					
連結親法人の本店所在地					
備 考					

注 「法人番号」欄には、担保の提供をする者 (納税義務者に限る。) の法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。) を記載すること。

別記第3号の様式中「第53条第50項前段」を「第53条第69項前段」に、「第53条第57項」を「第53条第76項」に、「第53条第53項」を「第53条第72項」に、「第53条第54項」を「第53条第73項」に改める。
別記第10号の2の3様式を次のように改める。

別記第10号の2の3様式 (第13条関係)

(その1)

軽油引取税納付申告書明細書

年 月分 納税義務者氏名 (名称) _____

軽油の在庫状況					
前月末 在庫数量	当月 引取数量	当月混和に より増加し た数量	当月 販売数量	当月 消費数量	当月末 在庫数量
1	1	1	1	1	1
当月混和による軽油の製造に使用した炭化水素油の明細					
当月混和に より製造した 軽油の数量	混和による軽油の製造に使用した 炭化水素油の内訳			当月 販売数量	当月 消費数量
	性状	数量	承認を受けた数量 のうち既に課税さ れたものの数量		
1		1	1	1	1

注

- この明細書は、和歌山県税条例第57条第4項又は第58条第1項第5号に掲げる者が提出する納付申告書に添付して提出すること(同条例第57条第4項に掲げる者にあつては、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、又は軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合に限る。)
- 「当月混和により増加した数量」欄には、混和に使用した軽油以外の炭化水素油の数量を記載すること。また、和歌山県税条例第58条第1項第5号に掲げる者にあつては、製造をした数量を記載すること。
- 「性状」欄には、石油製品の種別を記載すること。
- 「承認を受けた数量のうち既に課税されたものの数量」欄には、混和の承認を受けた数量のうち、既に軽油引取税又は揮発油税が課されたものの数量を記載すること。

別記第10号の2の3様式 (第13条関係)

(その2)

軽油引取税納付申告書明細書

年 月 日分 納税義務者名 (名称) _____

事業の開廃等の届出日	年	月	日	
販売契約の締結等の届出日	年	月	日	
輸入した軽油の数量	1			
保税地域 (1)				
保税タンク番号 及び輸入数量	No 1	No 1	No 1	No 1
保税地域 (2)				
保税タンク番号 及び輸入数量	No 1	No 1	No 1	No 1
保税地域 (3)				
保税タンク番号 及び輸入数量	No 1	No 1	No 1	No 1
仕入単価 (円/1)	円～		円	
販売単価 (円/1)	円～		円	

注

- この明細書は、和歌山県税条例第58条第1項第6号に掲げる者が提出する納付申告書に添付して提出すること。
- 輸入した軽油の数量は、納付申告書の(ケ)欄の数量を記載すること。
- 「保税地域」欄には、保税地域別に保税地域名を記載すること。
- 「保税タンク番号及び輸入数量」欄には、保税タンク番号別に、輸入した軽油の数量を記載すること。
- 「仕入単価」欄及び「販売単価」欄には、販売契約の締結等の届出書(地方税法施行規則第16号の36様式)に記載した契約の相手方との契約に基づく仕入単価又は販売単価をそれぞれ記載すること。ただし、販売単価が明らかでない場合は、予定単価を記載すること。
- この明細書の提出に際しては、関税法第67条の規定による輸入申告書及び同申告書添付資料の写し、登記事項証明書の写し(法人の場合)並びに仕入及び販売に係る契約書の写しを添付して提出すること。

別記第10号の2の3様式 (第13条関係)

(その3)

軽油引取税納付申告書明細書

年 月分 納税義務者氏名 (名称) _____

譲渡又は消費の承認を受けた燃料炭化水素油の在庫状況						
前月末 在庫数量	当月 承認数量	当月 販売数量		当月 消費数量		当月末 在庫数量
1	1	自動車用	1	自動車用	1	1
		その他	1	その他	1	
当月譲渡又は消費の承認を受けた燃料炭化水素油の内訳						
性状	数量	左の承認を受けた数量のうち既に軽油引取税又は揮発油税が課されたものの数量				
	1	1				

注

- この明細書は、和歌山県税条例第57条第3項、第4項又は第5項に掲げる者が提出する納付申告書に添付して提出すること（同条例第57条第4項に掲げる者にあつては、燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合に限る。）。
- この明細書には、譲渡又は消費の承認を受けた燃料炭化水素油について記載すること。
- 「当月販売数量」欄及び「当月消費数量」欄中「自動車用」欄には、自動車の内燃機関の燃料として販売又は消費したものを、「その他」欄には、それ以外のものを記載すること。
- 「性状」欄には、石油製品の種別を記載すること。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式 (第14条関係)

(その5)

年 月 日

(住所)

(氏名又は名称)

様

県税事務所長 印

軽油引取税納税通知書

下記のとおり納付してください。

事務所	年度	税目	納税番号	区分	※処理事項
				年 月 分	
課税標準額		税率		税 額	円
納付場所	和歌山県指定金融機関等 〔 下記の「県税を納付する場所」を参照してください。 〕			納 期 限	年 月 日
<p>1. 課税の根拠</p> <p>本税は、地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の22第4項又は第144条の25第5項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の7第2項の規定により賦課します。</p> <p>2. 延滞金の納付について</p> <p>納期限を過ぎてから税金を納付されるときは、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。</p> <p>延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（注）を乗じて計算した金額（計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは、不要です。）となります。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>（注）当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）となります。</p> <p>3. 賦課に不服がある場合</p> <p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>				<p>◎県税を納付する場所</p> <p>○次の金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●紀陽、池田泉州、関西みらい、三十三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそなの各銀行 ●きのくに信用金庫、新宮信用金庫 ●近畿産業信用組合、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会（和歌山県内の店舗に限る。）、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会（各農業協同組合） ●ゆうちょ銀行、郵便局 <p>○和歌山県各県税事務所、伊都・日高・東牟婁の各振興局総務県民課</p> <p>※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので御了承ください。</p> <p>御不明の場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。</p>	

別記第11号様式 (第14条関係)

(その6)

年 月 日

(住所)

(氏名又は名称)

様

県税事務所長 印

鉾 区 税 納 税 通 知 書

下記のとおり納付してください。

鉾 区 税				年 度	年 度
				納税番号	
課税標準額	(百アール)	税 率		税 額	円
納付場所	和歌山県指定金融機関等 〔 下記の「県税を納付する場所」を参照してください。 〕			納 期 限	年 月 日
<p>1. 課税の根拠 本税は、地方税法（昭和25年法律第226号）第178条及び和歌山県条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第74条の規定により賦課します。</p> <p>2. 延滞金の納付について 納期限を過ぎてから税金を納付されるときは、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。 延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（注）を乗じて計算した金額（計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは、不要です。）となります。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。 〔注〕当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）となります。</p> <p>3. 賦課に不服がある場合 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>				<p>◎県税を納付する場所 ○次の金融機関等 ●紀陽、池田泉州、関西みらい、三十三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそなの各銀行 ●きのくに信用金庫、新宮信用金庫 ●近畿産業信用組合、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会（和歌山県内の店舗に限る。）、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会（各農業協同組合） ●ゆうちょ銀行、郵便局 ○和歌山県各県税事務所、伊都・日高・東牟婁の各振興局総務県民課 ※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので御了承ください。 御不明の場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。</p>	

別記第11号の3様式を削る。

別記第16号の12様式を次のように改める。

別記第16号の12様式 (第14条関係)

滞納処分停止通知書

年 月 日

様

県税事務所長 氏 名

下記の徴収金につき、地方税法第15条の7の規定により、滞納処分の執行を停止したから通知します。

なお、納税資力回復次第、自主的に下記の徴収金を納付(入)されるよう期待いたします。もし納税資力が回復し、納付(入)し得る状態になっても納付(入)されない場合は、この通知を取り消し、滞納処分をすることになりますから、念のため申し添えます。

(おって 年 月 日に執行した差押えは、これを解除します。)

徴収金の内訳	年度	税目	納期限	税額	※延滞金額	加算額	※滞納処分費	合計	備考
					円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	円
					〃		〃		
					〃		〃		
					〃		〃		

注 ※印のある項目に掲げた金額は、便宜上この通知書作成の日までのものを概算したものである。

備考 この通知書は、法第15条の7第2項の規定による通知について使用する。

別記第16号の26様式 (その1) から (その3) までを次のように改める。

別記第16号の26様式 (第14条関係)

(その1)

過誤納金等還付 (充当) 通知書

住所

氏名 (名称) 様

和歌山県知事 印

県税に係る過誤納金等について、次のとおり還付 (充当) するので、通知します。

年 月 日

税 目 納 税 番 号	年度 (事業年度)		計	備 考
	本 税 (利子割)	延 滞 金		
納付 (納入) 済 額 ①		円	円	納付 (納入) 日
納付 (納入) す べき額 ②				
差引過誤納金 ①-② ③				
充 当 し た 額 ④				
還 付 (充 当) 加 算 金 額 ⑤				
差 引 還 付 額 ③-④+⑤				

充 当 の 内 訳	年度 (事業年度) 期別納税番号	税 目	本 税	延 滞 金	各 種 加 算 金	計
				円	円	円
	計					

還 充 付 当 加 算 金	基 礎 金 額	始 期	終 期	日 数	加 算 金 額
		円	~		日
		~			
		~			
	計				

過 誤 納 金 等	年 月 日 発 生	事 由
充 当 の 理 由		
(支 払 の 方 法)		

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第16号の26様式 (第14条関係)

(その2)

過 誤 納 金 等 還 付 (充 当) 通 知 書

住 所

氏 名 (名称) 様

県税事務所長 印

県税に係る過誤納金等について、次のとおり還付(充当)するので、通知します。

年 月 日

税 目 納 税 番 号	年度 (事業年度) 期 別				
	本税 (利子割)	延 滞 金	各 種 加 算 金	計	備 考
納付 (納入) 済 額 ①	円	円	円	円	納付 (納入) 日
納付 (納入) す べき額 ②					
差引過誤納金 ①-② ③					
充 当 し た 額 ④					
還 付 (充 当) 加 算金額 ⑤					
差 引 還 付 額 ③-④+⑤					

充 当 の 内 訳	年度 (事業年度) 期別納税番号	税目 本税	延 滞 金	各種加算金	計
			円	円	円
	計				

還 充 付 当 加 算 金	基 礎 金 額	始期	終期	日 数	加 算 金 額
		円	～		日
		～			
		～			
	計				

過 誤 納 金 等	年 月 日 発 生	事 由
充 当 の 理 由		
(支払の方法)		

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書は、地方税法第53条第32項及び第72条の28第4項の規定による還付又は充当以外の過誤納金又は還付金の還付又は充当について使用する。

別記第16号の26様式 (第14条関係)

(その3)

法人県民税 (法人事業税) 中間納付額還付 (充当) 通知書

住所
名称

様

県税事務所長 印

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第53条第32項 (第72条の28第4項) の規定により、次のとおり還付 (充当) するので、通知します。

年 月 日

納税番号	事業年度			
	本 税	延 滞 金	計	備 考
中間納付額 ①	円	円	円	納付日
納付すべき額 ②				
差引過誤納金 ①-② ③				
充当した額 ④				
還付 (充当) 加算 金額 ⑤				
差引還付額 ③-④+⑤				

充 当 の 内 訳	年度 (事業年度) 期別納税番号	税目 本税	延 滞 金	各種加算金	計
		円	円	円	円
	計				

還 充 当 加 算 金	基 礎 金 額	始期	終期	日 数	加 算 金 額
	円	～		日	円
		～			
	計				

過誤納金等	年 月 日発生	事由
充当の理由		
(支払の方法)		

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書は、地方税法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定による還付又は充当について使用する。

別記第16号の26様式 (その4) を削る。

別記第17号様式及び別記第18号様式を次のように改める。

別記第17号様式 (第14条関係)

(所在地)

(法人名)

県税事務所長



法人県民税・事業税及び特別法人事業税更正決定通知書

下記のとおり更正 (決定) しましたので通知します。納付すべき金額を別添の納付書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納付場所で納付してください。

管理番号	事業年度	国税処理	申告提出年月日	申告処理	指定納期限		
			確定 修正				
事業税	分割 基準	課税標準			税率	税額	
区 分	課税標準	税率	税額	区 分	税額		
法 第 72 条 の 2 第 1 項	第1号 所得割 本県分	総額			課税法人税総額		
		年 万円以下		/100	本 県 分 ①		
		年 万円超 万円以下		/100	① × /100		
		年 万円超 万円超		/100	特定寄付金税額控除額		
		計			税額控除超過額相当額の加算額		
	第2号 付加価値割 資本割	総額			外国関係会社等に係る控除額		
		本 県 分		/100	外国の法人税等控除額		
		本 県 分		/100	仮装経理に基づく控除額		
	第3号 収入割	総額			利子割額の控除額		
		本 県 分		/100	差引法人税割額		
		本 県 分		/100	既納付税割額		
	第1号 所得割 付加価値割 資本割	総額			租税条約の実施に係る控除額		
		本 県 分		/100	既還付請求利子割額が過大である場 合の納付額		
		本 県 分		/100	差引過不足税割額		
	第2号 収入割	総額			月 数 ②	月	
本 県 分			/100	円×②/12			
本 県 分			/100	既納付均等割額			
第3号 資本割 収入割	総額			差引均等割額			
	本 県 分		/100	差引過不足県民税額			
	本 県 分		/100	利子割額			
合計事業税額					利子割額		
平成28年改正控除額					控除しきれない金額		
仮装経理に基づく控除額					既に還付請求した額		
租税条約の実施に係る控除額					既還付請求利子割額が過大である場 合の納付額		
差引過不足事業税額					利子割還付額		
特 別 法 人 事 業 税	区 分	課 税 標 準	税 率	税 額	1 不足税額については、延滞金を加算して納付してください。 2 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。		
	法第72条の2第1項第1号所得割に係る特別法人事業税		/100				
	法第72条の2第1項第2号収入割に係る特別法人事業税		/100				
	法第72条の2第1項第3号収入割に係る特別法人事業税		/100				
	合計特別法人事業税額						
	仮装経理に基づく控除額			既納付特別法人事業税額			
	租税条約の実施に係る控除額						
	差引過不足特別法人事業税額						
	事業税及び特別法人事業税に対する加算金						
	区 分	基 礎 と な る 税 額	率	加 算 金 額			
過少申告加算金		/100					
加重分							
不申告加算金		/100					
加重分							
重加算金		/100					
合 計							
既に納付の確定した加算金額							
差引過不足加算金額							
更正 (決定) の理由							

別記第18号様式 (第14条関係)

第 号
年 月 日

市町村長 様

県税事務所長

法人税額に係る更正又は決定の通知書

このことについて地方税法 (昭和25年法律第226号) 第63条第4項の規定により、次のとおり通知します。

法人名	事業年度	法人税額		税務官署の更正又は決定		管理番号	本店所在地	分割基準 (県民税)	備考
		(控除前)	(千円)	処理区分	通知年月日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				
	年 月 日から 年 月 日まで		千円		年 月 日				

別記第18号の3様式中「第53条第53項」を「第53条第72項」に改める。

別記第18号の4様式中「第53条第56項」を「第53条第75項」に改める。

別記第30号の3様式及び別記第30号の4様式を次のように改める。

別記第30号の3様式 (第14条関係)

軽自動車税 (環境性能割) 払込通知書		
年 月 日		
様		
和歌山県知事		
地方税法附則第29条の12第2項の規定により、下記のとおり軽自動車税の環境性能割に係る徴収金として納付された額を払い込みますので、通知します。		
記		
	年度 月分	払込額 円
払込額の内訳		
現 年 課 税 分	税 額	
	延 滞 金	
	過少申告加算金	
	不申告加算金	
	重 加 算 金	
	計	
滞 納 繰 越 分	税 額	
	延 滞 金	
	過少申告加算金	
	不申告加算金	
	重 加 算 金	
	計	
備 考		

別記第30号の4様式 (第14条関係)

軽自動車税 (環境性能割) 賦課徴収状況報告書

年 月 日

様

和歌山県知事

地方税法附則第29条の15第1項の規定により、下記のとおり 年度分の軽自動車税の環境性能割に係る賦課徴収状況について報告します。

記

区 分	申告額 (ア)		決定額 (イ)		納付すべき額 (ウ)((ア)-(イ))		収入額 (エ)		不納欠損額 (オ)		収入未済額 (ウ)-(エ)-(オ)	
	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数
現年課税分(1)												
滞納繰越分(2)												
計 (1) + (2)												
延滞金												
過少申告加算金												
不申告加算金												
重加算金												
備考												

備考 収入済額の欄には、過誤納分を () で記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

2 この規則による改正後の和歌山県税規則(次項において「新規則」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この規則の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号)第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税及び特別法人事業税に関する経過措置)

3 新規則の規定中法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

(従前の様式による用紙)

4 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。